

ご 参 考

平成 22 年 6 月 3 日

株 主 各 位

住友金属鉱山株式会社

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

平成 19 年 2 月 19 日の当社取締役会において導入を決議し、同年 6 月 28 日開催の当社定時株主総会にてご承認いただきました「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」は、本年 6 月 25 日開催予定の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了することとなります。当社は、株主の皆様のご承認を条件として、買収防衛策を一部改定して更新することといたしました。

本書は、更新を予定する買収防衛策の概要を簡易に説明するものです。その正確かつ詳細な内容については、同封の第 85 期定時株主総会招集ご通知第 5 号議案（12 頁以下）をご参照下さい。

株主の皆様には、内容をご理解いただいたうえ、ぜひ議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 買収防衛策更新の理由

当社は、2009 年中期経営計画において、「事業構造の転換による長期ビジョンを見据えた新成長戦略の推進」を基本戦略として掲げ、成長戦略をさらに拡大強化する所存であります。今後も、コアビジネスの成長戦略を推進し企業価値の一層の向上に努めてまいります。一方で、ビジネスモデル、開発力・技術力、資源権益などを源泉とする当社の企業価値・株主共同の利益を損なうような濫用的買収を受ける可能性も否定できません。

当社は、そのような濫用的買収から企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守るために、過去の裁判例、法曹界における議論、実務の動向等も十分考慮したうえで、買収防衛策を更新することといたしました。

2. 買収防衛策の概要

買収防衛策は、一定率以上の当社株式を買収しようとする者に対して、①買収等に関する情報の提供を求め、②当社や株主の皆様が情報収集や検討等を行う時間を確保し、③当社が株主の皆様を買収提案に対する代替案等を提示したり、買収者との交渉などを可能とするための手続を定めています。具体的には、次のような内容となっています。

- (1) 当社株式の 20%以上の買収を行おうとする買収者には、当社が買収の内容を検討するために必要となる情報を事前に提出していただきます。
- (2) 当社取締役会は、情報収集・企業評価等の検討を行ったうえで、独立委員会（下記(3)参照）に対して買収の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案等の情報を提供します。
- (3) 当社取締役の判断が恣意的になることを防止するため、経営陣から独立したメンバーで構成される独立委員会を設置します。独立委員会は、買収者や当社取締役会から情報

等を受領し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を得たうえで、買収提案の内容の検討、買収者と当社取締役会の経営計画・事業計画等の比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行い、当社取締役会に対して買収防衛策の発動・不発動等について勧告を行います。更新時における独立委員会のメンバーは以下のとおりです。

- ・ 社外取締役：牛嶋 勉（弁護士、税理士）
- ・ 社外監査役：前田 勝己（公認会計士、日本公認会計士協会自主規制本部（非常勤））
- ・ 社外監査役：倉田 隆之（国際協力銀行出身）

- (4) 買収者が買収防衛策に定められた手続に従わない場合や企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合で、かつ買収防衛策を発動することが相当である場合には、当社は当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権を無償で割当てます。新株予約権とは、株式の交付を受けることができる権利をいいますが、買収者は、原則として、この新株予約権を行使することができません。
- (5) 新株予約権無償割当ての実施・不実施等の決定に当たっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重します。また、当社取締役会は、株主総会を招集して、対抗策の発動について株主の皆様の意思を確認する場合があります。
- (6) 割当てられた新株予約権が株主の皆様によって行使され、または当社による新株予約権の取得に伴い買収者以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大 50%まで希釈化される可能性があります。

3. 更新に伴う主な変更点

更新に伴う現行の買収防衛策からの主な変更点は次のとおりです。

(1) 株主の皆様意思を確認する手続の設定

買収防衛策に従った新株予約権の無償割当てを実施する場合、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあることを明記しました。

(2) 買収者からの情報提供期間の上限を設定

当社取締役会および独立委員会が買収者に対し情報提供を要請する場合、情報提供を受ける期間に上限（60 日間）を設けました。

(3) 取締役会・独立委員会による検討期間の短縮

取締役会による情報収集・意見の形成・代替案の作成等の期間および独立委員会による検討の期間を合計で最長 90 日間としました。また、検討期間の延長を行う場合の期間について、30 日間を上限としました。

以 上

(ご注意)

本書は、株主総会参考書類ではなく、同封の第 85 期定時株主総会招集ご通知記載の第 5 号議案が承認された場合の更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策」についてわかりやすく説明することを目的として、参考のために作成されたものです。

正確かつ詳細な内容につきましては、第 85 期定時株主総会招集ご通知 12 頁以下をご参照下さい。